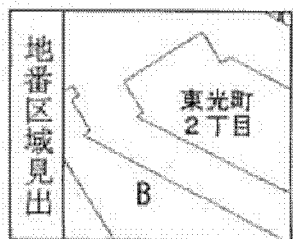


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 東光町3丁目
B 東光町1丁目

請求部	所在	豊川市東光町二丁目			地番	40番		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局豊川出張所管轄)

平成25年5月20日
名古屋法務局豊橋支局
登記官

申請番号：5-6
(1/1)



(6 枚目)

A4判に縮小